

令和7年度
長崎地方労働審議会
第1回家内労働部会

資 料

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資料目次

資料番号 1	長崎地方労働審議会家内労働部会委員名簿……………	1
資料番号 2	地方労働審議会令……………	3
資料番号 3	長崎地方労働審議会運営規程……………	5
資料番号 4	長崎地方労働審議会家内労働部会設置要綱……………	7
資料番号 5	長崎地方労働審議会家内労働部会運営規程……………	9
資料番号 6	長崎県の最低工賃の改正状況……………	11
資料番号 7	家内労働の現状 （令和6年度家内労働概況調査の結果・全国）……………	13
資料番号 8	令和7年度家内労働概況調査（長崎労働局）……………	21
資料番号 9	長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に関する状況について……………	23
資料番号 10	長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃表……………	25
資料番号 11	長崎県婦人既製洋服製造業に係る 最低工賃の廃止決定について（諮問）……………	27

長崎地方労働審議会家内労働部会委員名簿

委員 区分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
公益 代表	岩 瀬 貴 子	活水女子大学看護学部看護学科 教授	部会長
	三浦 恵理子	社会保険労務士・行政書士	
	森 永 玲	株式会社長崎新聞社 取締役 労務担当 兼 総務局長 兼 経理部長	部会長代理
家内 労働者 代表	中 島 昭 次	日本労働組合総連合会長崎県連合会 事務局長	
	林 憲 治	U Aゼンセン長崎県支部 支部長	
	増本 利 恵	長崎市役所職員労働組合連合会 執行委員長	
使用 者代 表	草野 志津子	有限会社 くさの書店 取締役	
	峯 下 隆 久	長崎県経営者協会 専務理事	
	吉野 ゆき子	長崎県中小企業団体中央会 専務理事	

地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

長崎地方労働審議会運営規程

- 第1条 長崎地方労働審議会（以下「審議会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、長崎労働局長（以下「労働局長」という）の請求があったとき、審議会の会長（以下「会長」という。）が必要があると認めるとき又は審議会の委員（以下「委員」という）の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、事前に委員の意見を聞いたうえで、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若

しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低賃金専門部会（以下単に「最低賃金専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低賃金専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低賃金専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低賃金専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年12月12日から施行する。

長崎地方労働審議会家内労働部会設置要綱

1. 設置の目的

長崎地方労働審議会（以下「審議会」という）運営規程第9条に基づき設置し、家内労働に関する重要事項について調査審議する。

2. 委員の数

家内労働部会に属する委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とし、合計9人とする。

3. 運営の方法

議事運営については、別に定める審議会家内労働部会運営規程により行う。

4. 本要綱は、平成14年3月8日より施行する。

長崎地方労働審議会家内労働部会運営規程

第1条 長崎地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び長崎地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 部会長は、部会の議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

長崎県の最低賃金の改正状況

陶磁器製造業	新設 S42.10.1	改正 S46.10.3	S50.1.9	S51.12.1	S53.5.31	S55.5.5	S59.4.22	S62.3.27	H2.3.15	H4.1.5	H6.1.15	廃止 H9.12.31	
婦人服仕立業	新設 S51.7.3	改正 S53.3.27	S54.5.24	S56.6.17	S60.5.27	S63.5.13	H3.1.20	廃止 H5.1.17					
和服裁縫業	新設 S52.9.17	改正 S54.5.10	S56.4.6	S59.5.11	S62.4.23	H2.5.11	H4.1.3	H6.1.6	H8.1.1	H10.1.1	H12.1.1	H14.1.1	廃止 R6.4.23
男子既製洋服 製造業	新設 S58.4.10	改正 S61.5.4	H1.5.4	H3.4.6	H5.4.1	H7.4.1	H9.4.1	H11.4.1	H13.4.1				
婦人既製洋服 製造業	新設 H5.8.1	改正 H7.6.13	H9.4.1	H11.4.1	H13.4.1								

家内労働の現状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年 10 月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和 6 年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第 1 表）

令和 6 年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 91,266 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は 88,332 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 2,934 人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第 1 表）

家内労働法が制定された昭和 45 年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年度の 1,844,400 人がピークでしたが、令和 6 年度は 88,332 人となっています。

(2) 男女別（第 1 表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が 10,020 人であるのに対し、女性は 78,312 人と全体の 88.7% を占めています。

(3) 類型別（第 1 表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 82,997 人で全体の 94.0% と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は 3,058 人（3.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は 2,277 人（2.6%）となっています。

(4) 業種別（第 2 表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 20,432 人（23.1%）と最も多く、次いでコネクタ－差などの「電気機械器具製造業」が 10,722 人（12.1%）となっています。

(5) 都道府県別（第 3 表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が 7,833 人と最も多く、次いで愛知県が 6,482 人、大阪府が 6,144 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は7,279人で、家内労働従事者数に占める割合は8.0%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が5,341人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の73.4%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和6年10月1日現在の委託者数は6,481で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,135、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が346となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が2,156(33.3%)と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が706(10.9%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が21.5人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が17.6人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.6人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和6年10月1日現在365人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が56人(15.3%)と最も多く、次いで「電器機械器具製造業」が29人(7.9%)、「ゴム製品製造業」が23人(6.3%)、となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	3年	4年	5年	6年
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
家内労働従事者数 (対前年比率)	2,017,100	2,041,200 (0.2%)	1,725,700 (Δ 5.9%)	1,415,500 (Δ 1.8%)	1,223,200 (Δ 3.2%)	951,800 (Δ 6.0%)	576,701 (Δ 12.3%)	347,084 (Δ 9.2%)	216,625 (Δ 4.4%)	141,131 (Δ 7.1%)	114,655 (Δ 2.1%)	108,539 (0.2%)	100,462 (Δ 7.4%)	98,339 (Δ 9.4%)	98,035 (Δ 2.4%)	91,265 (Δ 6.9%)
家内労働者数 (対前年比率)	1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (Δ 5.5%)	1,313,900 (Δ 2.1%)	1,149,000 (Δ 3.2%)	903,400 (Δ 5.7%)	549,585 (Δ 12.3%)	331,831 (Δ 9.1%)	207,142 (Δ 4.2%)	136,289 (Δ 6.1%)	111,038 (Δ 1.6%)	105,301 (0.2%)	97,122 (Δ 7.8%)	95,108 (Δ 9.7%)	94,262 (Δ 2.8%)	88,332 (Δ 6.3%)
性別																
男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]	23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]	10,397 [11.0%]	10,020 [11.3%]
女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]	307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]	83,865 [89.0%]	78,312 [88.7%]
専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.6%]	16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]	4,232 [4.5%]	3,058 [3.5%]
内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [88.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,059,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]	311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.6%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]	88,523 [93.9%]	82,997 [94.0%]
副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.8%]	3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]	1,507 [1.6%]	2,277 [2.6%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773	2,934
委託者数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869	6,481

注1: 「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2: []は、性及び類型別の構成比である。

注3: 昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業種	令和5年	令和6年	対前年比減少率	主な家内労働業務
総数	人 94,262 100%	人 88,332 100%	% △ 6.3	
食料品製造業	1,514 1.6%	1,375 1.6%	△ 9.2	貝の加工、長布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
繊維工業	21,204 22.5%	20,432 23.1%	△ 3.6	衣服の縫製、ニット編立て、縫糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,019 1.1%	939 1.1%	△ 7.9	塗着加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、フラインド組立
紙・紙加工品製造業	6,087 6.5%	5,866 6.6%	△ 3.6	紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、シヨッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
印刷・同梱運及び出版業	2,610 2.8%	2,599 2.9%	△ 0.4	製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製品製造業	5,625 6.0%	5,373 6.1%	△ 4.5	ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
皮革製品製造業	1,688 1.8%	1,510 1.7%	△ 10.5	革靴の製早・底付け、革手袋の火のし、靴の糊付け加工
窯業・土石製品製造業	726 0.8%	665 0.8%	△ 8.4	陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・焼込み
金属製品製造業	3,251 3.4%	3,031 3.4%	△ 6.8	洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品・デバイス製造業	4,127 4.4%	3,749 4.2%	△ 9.2	電子部品の組立・検査
電気機械器具製造業	12,139 12.9%	10,722 12.1%	△ 11.7	コネクタ差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
情報通信機械器具製造業	496 0.5%	409 0.5%	△ 17.5	携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブリング端末加工、カーナビ組立
機械器具等製造業	5,658 6.0%	5,158 5.8%	△ 8.8	自動車部品組立、航空機部品組立
その他（雑貨等）	28,118 28.8%	26,504 30.0%	△ 5.7	貴金属製造、がん見火花製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
	人	人	人		人
全	91,266	88,332	2,934	6,481	365
北海道	847	828	19	78	0
青森県	713	710	3	62	0
岩手県	1,024	1,011	13	96	2
宮城県	907	889	18	96	0
秋田県	1,141	1,108	33	117	0
山形県	1,465	1,439	26	145	2
福島県	1,681	1,660	21	155	14
茨城県	1,966	1,942	24	139	31
栃木県	784	763	21	86	1
群馬県	3,555	3,273	282	209	9
埼玉県	4,030	3,954	76	279	14
千葉県	1,683	1,635	48	124	2
東京都	8,037	7,833	204	743	4
神奈川県	1,268	1,256	12	74	2
新潟県	2,423	2,319	104	190	4
富山県	1,055	1,006	49	104	27
石川県	1,421	1,380	41	134	0
福井県	1,326	1,295	31	138	1
山梨県	1,326	1,299	27	158	0
長野県	3,030	2,959	71	211	0
岐阜県	1,883	1,732	151	147	1
静岡県	5,794	5,628	166	253	71
愛知県	6,735	6,482	253	342	25
三重県	2,675	2,556	119	120	0
滋賀県	3,058	3,016	42	166	5
京都府	2,931	2,869	62	181	6
大阪府	6,342	6,144	198	376	38
兵庫県	3,366	3,073	293	166	3
奈良県	1,934	1,882	52	143	10
和歌山県	637	490	147	33	14
鳥取県	883	869	14	82	5
島根県	636	614	22	85	4
岡山県	2,570	2,504	66	129	1
広島県	1,832	1,781	51	120	31
山口県	889	887	2	73	3
徳島県	503	499	4	40	18
香川県	1,058	1,016	42	90	11
愛媛県	1,950	1,922	28	117	0
高知県	520	506	14	34	3
福岡県	1344	1319	25	100	0
佐賀県	795	782	13	81	0
長崎県	177	177	0	27	0
熊本県	1,000	988	12	92	0
大分県	413	411	2	24	0
宮崎県	842	818	24	61	2
鹿児島県	590	581	9	42	1
沖縄県	227	227	0	19	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
総数	人 7,279 (394) 100.0%	人 1,475 (95) 20.3%	人 5,804 (297) 79.7%	人 1,191 (133) 16.4%	人 6,002 (249) 82.5%	人 86 (10) 1.2%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シヤワー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	480 (52) 100.0%	246 (12) 51.3%	234 (40) 48.8%	224 (39) 46.7%	252 (13) 52.5%	4 (0) 0.8%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	700 (54) 100.0%	298 (4) 42.6%	402 (50) 57.4%	176 (22) 25.1%	495 (29) 70.7%	29 (3) 4.1%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車面用配線作業)	214 (2) 100.0%	42 (1) 19.6%	172 (1) 80.4%	18 (1) 8.4%	193 (0) 90.2%	3 (1) 1.4%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	326 (54) 100.0%	248 (9) 76.1%	78 (45) 23.9%	242 (33) 74.2%	78 (20) 23.9%	6 (1) 1.8%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,341 (194) 100.0%	705 (35) 13.2%	4,636 (159) 86.8%	666 (56) 12.5%	4,629 (133) 86.7%	46 (5) 0.9%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	353 (57) 100.0%	54 (38) 15.3%	299 (19) 84.7%	0 (0) 0.0%	353 (57) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	50 (6) 100.0%	26 (1) 52.0%	24 (5) 48.0%	31 (6) 62.0%	19 (0) 38.0%	0 (0) 0.0%

注1：2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2：()は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業 種	委託者数			代理人数	1委託者当たりの 平均家内労働者数
	総数	製造・販 売業者	請負業者		
総数	6,481	6,135	346	365	13.6
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
食料品製造業	110	110	0	1	12.5
	1.7%	1.8%	0.0%	0.3%	
繊維工業	2,156	2,003	153	56	9.5
	33.3%	32.8%	44.2%	15.3%	
木材・木製品、家具・装備品製造業	63	63	0	2	14.9
	1.0%	1.0%	0.0%	0.5%	
紙・紙加工品製造業	334	328	6	21	17.6
	5.2%	5.3%	1.7%	5.8%	
印刷・同関連及び出版業	167	158	9	21	16.1
	2.6%	2.6%	2.6%	5.8%	
ゴム製品製造業	250	240	10	23	21.5
	3.9%	3.9%	2.9%	6.3%	
皮革製品製造業	176	170	6	11	8.6
	2.7%	2.8%	1.7%	3.0%	
窯業・土石製品製造業	71	71	0	0	9.4
	1.1%	1.2%	0.0%	0.0%	
金属製品製造業	310	303	7	2	9.8
	4.8%	4.9%	2.0%	0.5%	
電子部品・デバイス製造業	345	327	18	22	10.9
	5.3%	5.3%	5.2%	6.0%	
電気機械器具製造業	706	660	46	29	15.2
	10.9%	10.8%	13.3%	7.9%	
情報通信機械器具製造業	40	35	5	11	10.2
	0.6%	0.6%	1.4%	3.0%	
機械器具等製造業	388	364	24	2	13.3
	6.0%	5.9%	6.9%	0.5%	
その他（雑貨等）	1,365	1,303	62	164	19.4
	21.1%	21.2%	17.8%	44.8%	

様式第1号

令和7年度家内労働概況調査票A

長崎 労働局

業種 (産業分類番号(中分類))	委託者数			代理人数	家内労働者数						補助者数									
	計	製造・販売業者	請負業者		計		性別		類型別		計	性別		類型別						
					男	女	専業	内職	副業	男		女	専業	内職	副業					
食料品製造業 (E9.10)																				
繊維工業 (E11)	21	18	3		101	8	93	1	100											
木材・木製品・家具・装備品製造業 (E12.13)																				
紙・紙加工品製造業 (E14)																				
印刷・同関連及び出版業 (E15.G41)	1	1			8		8		8											
ゴム製品製造業 (E19)																				
皮革製品製造業 (E20)																				
窯業・土石製品製造業 (E21)																				
金属製品製造業 (E24)																				
電子部品・デバイス製造業 (E28)																				
電気機械器具製造業 (E29)	1	1			6		6		6											
情報通信機械器具製造業 (E30)																				
機械器具等製造業 (E16.22.23.25.26.27.31)	1	1			2	1	1		2											
その他(雑貨等) (E18.32)																				
合計	24	21	3		117	9	108	1	116											

長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

長崎県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した金額とする。この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額		
上 衣	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 10 円		
	身返し罫入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上のもの	10センチメートル につき 11 円		
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき	8 円	
		根巻きボタン	カボタン付き	1個につき	13 円
			カボタンなし	1個につき	10 円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき	9 円	
		既製ループ付け	1か所につき	5 円	
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 7針以上のもの	10センチメートル につき	12 円	
	そで口裏まつり		10センチメートル につき	11 円	
	肩パット付け	部分止め	1組につき	21 円	
肩線止め		1組につき	11 円		
糸くず取り		1枚につき	16 円		
ブ ラ ウ ス	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 7 円		
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 13 円		
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8 円		
	肩パット付け		1組につき 13 円		
	糸くず取り		1枚につき 13 円		
ス カ ー ト 及 び ス ラ ッ ク ス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15 円		
	かぎホック付け	ウエスト用前かん	1組につき 20 円		
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8 円		
		根巻きボタン	カボタン付き	1個につき 10 円	
			カボタンなし	1個につき 8 円	
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき 9 円		
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 6 円		
	プリーツしつけ		1か所につき 6 円		
糸くず取り		1枚につき 14 円			

4. 効力発生の日 平成13年4月1日



長労発基 0203 第 2 号
令和 8 年 2 月 3 日

長崎地方労働審議会
会長 山口 純哉 殿

長崎労働局長

長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成 13 年長崎労働局最低工賃公示第 1 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) の概要

令和5年4月28日成立、5月12日公布

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- 特定業務委託事業者は、
- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
 - ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときにについても同様とする。
 - (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
 - (3) 特定受託事業者との業務委託(1か月以上もの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- 特定業務委託事業者は、
- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
 - (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(6か月以上もの)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
 - (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
 - (4) 業務委託(6か月以上もの)を中途解除する場合には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

- 公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令等を行うことができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]
- ※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日 令和6年11月1日

家内労働法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係について

○ フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」には、「家内労働者」も含まれるため、家内労働者の取引については、引き続き家内労働法が適用されるとともに、業種横断的に共通する最低限の規律としての性質を有するフリーランス・事業者間取引適正化等法も適用される。両法の委託者の義務内容の一部は、重複するものがあり、両法の関係は以下のように解されるが、両法の円滑な施行のため、解釈を示すこととする。

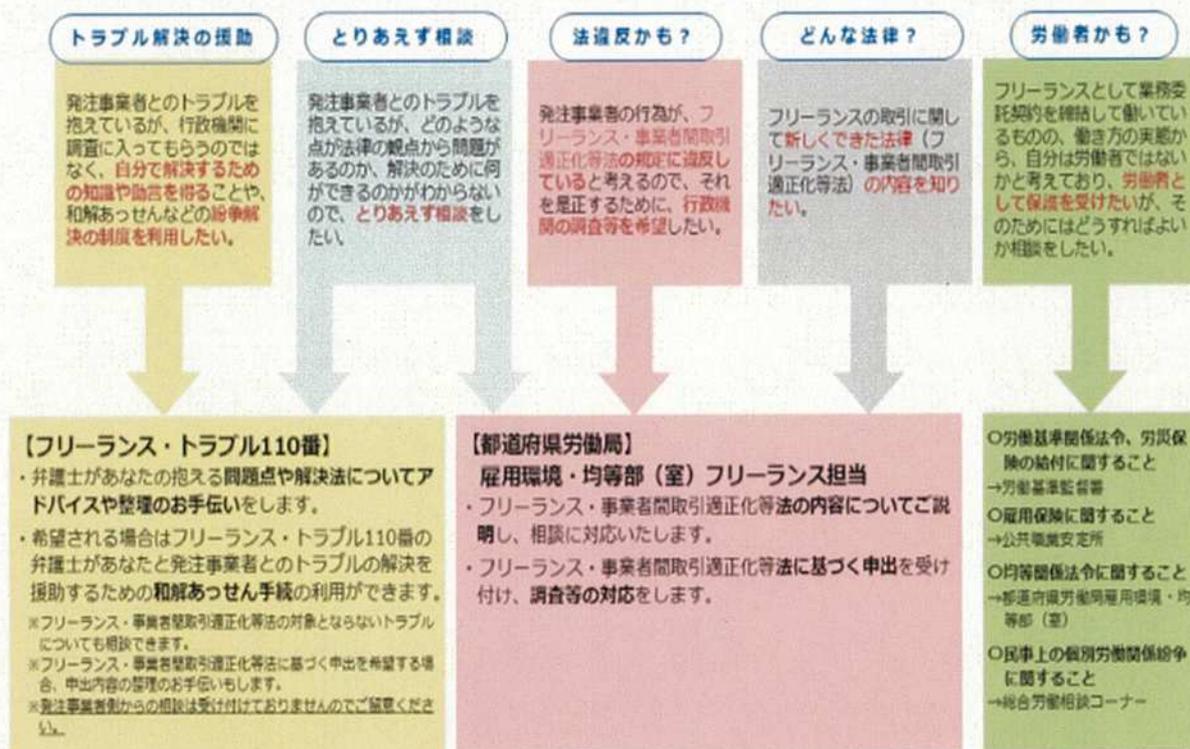
※ 下請法と家内労働法においても両法が適用がされるため、家内労働法に関する通達の中で解釈を示している。

	家内労働法	フリーランス・事業者間取引適正化等法	両法の関係
目的	家内労働者の労働条件の向上	特定受託事業者の取引の適正化・就業環境の整備	-
対象者	家内労働者 ※ 物品の製造等を業とする者から、主として労働の対価を得るために、委託を受けて物品の製造・加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの	特定受託事業者 ※ 業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者（同居の親族を使用しても「従業員を使用」には当たらない）	「特定受託事業者」は「家内労働者」を包含
委託者の義務	家内労働手帳（法3条） 工賃の支払（法6～7条）※ ※物品を受領した日から起算して原則1月以内	取引条件の明示（3条） 期日における報酬支払（4条）※ ※給付を受領した日から起算して原則60日以内	家内労働法の義務を満たせばフリーランス・事業者間取引適正化等法の義務も満たす（下請法と同様）
	委託の打切りの予告（法5条）※努力義務 就業時間（法4条）※努力義務 最低工賃（法14条） 安全及び衛生に関する措置（法17条） 届出（法26条） 帳簿の備付け（法27条）	中途解除等の事前予告（16条） 特定業務委託事業者の遵守事項（5条） 募集情報の確表示（12条） 育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条） ハラスメント対策に係る体制整備（14条）	フリーランス・事業者間取引適正化等法の義務を満たせば家内労働法の努力義務を満たす 上記の関係にはなく、個々に対応する必要がある

(参考) 家内労働法の施行について(昭和45年10月1日)(発基第115号)(各都道府県労働基準局長あて労働事務次官通達)

第二 家内労働手帳について(法第3条関係ならびに則第一条および則第30条関係)
四 資本金または出資額が1,000万円をこえる法人たる事業者から製造委託または修理委託を受ける家内労働者は、親事業者との取引関係において下請事業者の利益を保護することを目的とする下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二〇号)(以下「下請法」という。)でいう下請事業者に該当するので、本法による家内労働手帳の交付義務と下請法による親事業者の書面の交付義務が競合して委託者の負担が過重となることをさけるため、下請法の書面に記載すべき事項は、すべて家内労働手帳の記入事項とし、家内労働手帳が交付された場合には下請法の書面の交付もあつたものと取り扱うことができるようにしたものであること。

フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先 (就業環境整備関係)



(※)フリーランス・事業者間取引適正化等法のうち、取引の適正化関係(法第2章)については、公正取引委員会・中小企業庁に御相談ください。
 (※)労災保険の特別加入制度(特定フリーランス事業)に関しては、都道府県労働局総務部(東京労働局においては労働保険徴収部)までご相談ください。

- ・フリーランス・トラブル110番の詳細はこちらをご覧ください。(フリーランスの方からの相談のみが対象です。)

[フリーランス・トラブル110番【厚生労働省委託事業・第二東京弁護士会運営】](#)

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の連絡先はこちらをご覧ください。

 [都道府県労働局雇用環境・均等部\(室\)所在地一覧【145KB】](#) 

- ・労災保険の「特別加入」についてはこちらをご参照ください。

[令和6年11月1日から「フリーランス」が労災保険の「特別加入」の対象となりました | 厚生労働省](#)

- ・フリーランスであっても、働き方によっては「労働者」に当たる可能性があります。労働者に該当するかどうかの判断基準、また、労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口についてはこちらをご参照ください。

[労働基準法における「労働者とは」 | 厚生労働省](#)

- ・法に基づく申出はこちらをご参照ください。

[フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出窓口 | 厚生労働省](#)